

平成 2 0 年度第 2 回松阪市入札等監視委員会議事録

1 . 日 時：平成 2 0 年 7 月 2 4 日（木） 午後 1 時 3 0 分～午後 4 時

2 . 場 所：松阪市庁舎第 2 分館 教育委員会事務局 2 階会議室

3 . 出席者

【委員】	委員長	楠井 嘉行
	副委員長	村田 裕（今回抽出委員）
	委員	坂本 聡子
		吉川 和男
		吉田 弘一

【事務局】磯田契約監理担当参事、房木契約監理課長、佐藤検査・契約担当主幹
高村契約係長、池内契約係主任

4 . 議 事

議題 1

●入札及び契約手続の運用状況等の報告

（平成 2 0 年 4 月から 6 月分：事務局より説明）

工事の発注状況について

実施入札 114 件、平均落札率 83.66%、平均参加者 13.7 者であった。

内 2 件の不調が有り、参加者が無かった入札が 1 件、予算超過の入札が 1 件であった。

指名停止措置の運用状況について

15 件の指名停止を行った。（松阪市発注のものではない）

●その他

- ・燃料油及び鋼材の物価高騰に伴い、建設工事請負契約書の条項第 25 項第 5 項（単品スライド条項）の運用を 7/15 以降実施している。
- ・工事を受注中の業者が 2 社不渡りを出した。それぞれ現場の状況を把握したところ、前払金の 40%分と違約金の 10%分の合計を超えている 50～60%の出来高であったので、まだ金銭的に支払う必要がある状況であった。契約については解除の手続きを行った。

議題 2

●抽出事案の審議について（村田委員抽出）

高落札率及び参加者が少なかった入札について

【委員】

問題があると感じるのは高落札率及び参加者が少数だった入札である。

落札率が高く問題だと思ったのは、公告番号 103（市道本郷神路山線外 3 路線舗装修繕工事：96.03%）、50（松阪市中川新町地域交流センター新築工事〔機械設備〕：97.74%）、88（リサイクルセンター実施設計業務：94.28%）、64（嬉野地域振興局管内市道除草業務委託：98.23%）、84（小野江小津線外 14 路線除草業務委託：91.82%：2 社）、85（準用河川碧川除草業務委託外：97.99%：1 社）、58（パークタウン学園前調整池外 15 池管理工事：98.24%）である。

参加者が少なく問題だと思ったのは、公告番号 108（浸水対策事業大津排水路幸生ポンプ場整備工事：2 社）、109（灰コンベヤ整備：1 社）である。

そして、双方重複していたのが 84、85 であった。

また、19 年度の意見書の中でも述べられているが、造園工事については、いわゆる住み分けと思われしき状況は解消されている。

（事務局説明）

108 は排水ポンプの設置工事の内容であるが、東京都の下水道工事発注に關与する大手のポンプメーカーが相次いで指名停止中のため 2 社の参加となったが、予定価格比の落札率 66.95%、設計価格比なら 59.4%と価格的には競争性が働いた。

109 は第二清掃工場の灰コンベヤの整備工事であり、これまで工場本体の専門性から特定の業者との随意契約が続いていたが、今回の工事箇所は特にその必要性が無いとのことで競争入札という形で発注できた。その結果として、参加は 1 社であったが随意契約と比較すると競争性が作用し低い落札率となった。

造園工事については、すみわけがされているのではとの疑いの投書が昨年委員長に送付され、それに伴い監視委員会での意見等を踏まえ注意文書を出した。その結果競争性が発揮された入札結果となったと思う。

【委員】

108、109 については、参加者は少ないが結果として低い落札率となった良いケースであったと考える。

造園工事については、我々の提言が良い意味で効果があったと認めてよいと考える。

また、先ほどケースを列挙したが、その中でも参加者数が少なく高落札率になる場合と参加者数がある程度在っても高落札率になる場合がある。参加者数が少ない場合はともかく、参加者数がある程度在っても高落札率になるのは問題があると思う。それが 103 と 50 である。

（事務局説明）

意見書でもご指摘いただきましたが、最低制限価格制度の不合理さをまさに現した結果であり、多くの業者が最低制限価格付近で入札しているのに、予定価格付近の高値で入札した業者が落札するという結果になった。

【委員】

これは競争性が作用しなかった訳ではなく、この不合理さを招く最低制限価格制度の 85% が妥当なのか、それとも 85% に設定するまでの過程に問題があるのか、あるいはもっと最低制限価格を下げるのが良いのかは今後議論していく必要がある。

【委員】

64、84、85 は参加者が少なく落札率が高い結果となっているが。

（事務局説明）

除草業務委託については、工期が長く箇所数も多いことから、手持ち工事件数制限、配置する技術者の都合から、非常に敬遠される案件で不調案件になった 1 件もある。それについては、工事内容の 2 回刈りを 1 回刈りにして、工期を短くし再発注をした。

また、85 については 2 社の内 1 社に同日落札制限が作用したことも拍車をかけている。

【委員】

58 も同様に参加者が少なく落札率が高い結果となっているが。

（事務局説明）

これも除草業務委託である。この案件は業務が調整池の中ということもあり、作業に船を使用することも要求される内容と条件も厳しいもので、参加業者も少なく結果として高落札となってしまった。

【委員】

どうやら、この案件についても、最低制限価格制度の不合理さが現れているようだ。

今回、これらの一覧から考察できる良い点は、造園業者について競争性の観点での改善が見られたこと。一方、悪い点は最低制限価格制度の影響が高落札を招くという不合理さが現れており、それが決して少なくないということである。

【委員】

造園業者についての改善は理解できるが、相変わらず非常に限定された参加者となっているように思う。地域条件を緩和するなどもっと入札参加させるべきではないか。また、業者育成ということも考えてみてはどうか。

（事務局説明）

業者はたくさん在るのだが、登録し入札に参加できる業者は 5 社程度である。

【委員】

現状、規模の小さい業者もある程度育成し、もう少し競争原理が作用するように考えてみてはどうだろうか。

（事務局説明）

確かに業者が増えると良いのだが、先ず大前提として、快適に市民に利用してもらえる状態でなければならない。例えば芝生等だと適正な時期に適正に刈るということも求められるし、突発的な事故にも対応できるかどうかということも必要となる。よって発注側も同種の年間管理実績や資格を有する技術者の配置を求めている現状である。

【委員】

それならば、専門家が見ても納得がいく剪定がなされていて欲しいものである。行政マンはそういった点も含めて広い視野を持って欲しい。

【委員】

109 の灰コンベヤ整備の案件は、この内容に対応できる業者は多数あったのか。

（事務局説明）

今回は本体部分から分離した部分の整備であり、特定の業者しかできないということではなかった。結果として 1 社のみの参加であったが、落札率 66.67%と価格競争の原理は十分効果があったと認識している。

議題 3

- 平成 19 年度意見書に対する検討経過について（事務局説明）

早速に意見書に基づき、内部の組織の入札制度研究会の中で協議をしている。その途中経過は以下のとおりである。

意見 1 - （造園業者対象の入札について）

造園業者については、今年度改善が見られたが業者数が少ないことは改善していく必要があるとの共通認識となっている。

意見 1 - （地質調査業者委託の入札について）

地質調査業者については、参加が 5 社以下になったら予定価格算出率を 98.00%に固定するという方向で改善していきたいとの結論となっている。（全ての発注に採用）

意見 1 - （水道本管工事の入札について）

水道本管工事については、平成 20 年度より地域指定型を廃止したことにより、参加者数が多く確保されるようになっている。

意見 2 - （最低制限価格制度のあり方について）

最低制限価格を 85.00%以下に下げることについては、建設業協会松阪支部から現行より 5%引き上げるよう要望書が提出された状況であるが、引き続き競争制限的とならないよう適正な最低制限価格を検討していきたい。

意見 2 - （暴力団排除協定の改正について）

暴力団排除協定の改正については、すべての契約を対象とする旨の内容で 4/21 に松阪警察署と協定を結び直した。

意見 2 - （15 ヶ月予算制度の導入について）

15 ヶ月予算制度については、工事の平準化とともに建設業者の休閑期の解消のため財政局・議会との関連を整理し、平成 21 年度の予算に反映させるよう前向きに検討し考えていきたい。

意見 2 - （不正行為に伴う損害賠償率の引き上げについて）

不正行為の損害賠償率の引き上げについては基本的に上げていく方向とするが、損害賠償

訴訟の実例も踏まえながら、ただ単に上げるのが良いのか否か研究し検討していきたい。

意見 2 - （検査体制のさらなる充実について）

検査体制の充実については、県下他市に現況を調査したところ、検査を外部のスペシャリストに依頼した例はないとのことであった。しかし、専門分野に係る部分について、業者の説明に対してははっきりものの言える検査員（スペシャリスト）の養成の必要性は認識しており、前向きに検討していきたい。

意見 3 （地域指定型入札に対する意見具申）

地域指定型については、水道本管工事は前述のとおり廃止したところである。ただし、災害発生時の対応を考慮し土木一式工事については、1年間の延長を決めたところである。

意見 4 （総合評価落札方式に対する意見具申）

総合評価落札方式については、いろいろな意見が有り、再度、詰め直していきたいと考えている。特別簡易型が国より提示されている中、価格と工事成績評定を中心とした技術点の双方が優れた業者に落札されることを想定された方式であるにもかかわらず、現行の最低制限価格を85%に決めた状態というのは矛盾がある。また、工事成績評定の客観性が求められることから、検査員により点数に差異が出ることなく、客観的な点数によって評価がなされるよう検査員の研修を重ねていく必要がまだまだあるという現状である。

【委員】

市長へ建設業協会松阪支部から最低制限価格を85%から90%へ5%程度引き上げてほしい旨の要望書が提出されたが、その報道の中で市長はその件については難色を示された。県内の状況を考えると決して松阪市が低い訳ではなく、引き上げることはないだろうと思うし、どちらかと言えばむしろ下げていく方向であると思う。もし、これを引き上げるということになるとその分予算を圧迫することになり、翌年度以降の公共工事を減らすことに繋がりがねないということも視野に入れるべきであり、最低制限価格を下げることで減少傾向にある公共工事を少しでも多く現実としていくことが大事だと考える。三重県の最低制限価格の考え方や県内他市の状況をみても、80%ぐらいにしても良いのではという感がある。意見書の意見1 - にあるように、最低制限価格から生まれる不合理な結果を改善していくことが優先的であり、真摯に入札している業者のためにも改善策が必要と考える。（事務局説明）

この件については、研究会でも予定価格付近での落札等、不合理な状況があることは認識しており、競争性が担保できる内容での改善策を検討し見出したい。

【委員】

地質調査業者から文書が提出された。この中でも最低制限価格の不合理さが言われているようだが。

(事務局説明)

例年、地質調査業務委託は他の業務委託と比べると落札率が高い状況である。だからといって、競争性が発揮されていないという見方をされるのは困る。真摯に安く入札しても最低制限価格を下回ってしまい、不合理な状況の中で高値の入札業者が偶然落札した結果が高落札率となっているだけで、本来の競争性は発揮されているという内容と理解している。

【委員】

確かに、くじ制度のいたずらでやむなく失格に至っており、何一つ評価されていないという訴えのようである。

【委員】

最低制限価格を下回ることが多発するということは、もっと価格を下げて妥当ということをお願いのか。

(事務局説明)

あくまでも最低制限価格の不合理な状況下でこのような結果が生じているということを言っているのだと理解している。また、経費のことについては、コンサルタントの業種によっていろいろ差があるので一律に考えないでほしいし、準備費用に多額を要すると記されている。確かに実質的な内容の差があるとは思うものの、市場の状況を調査し作成された三重県的设计基準に準拠した形をとっているので、個々の業者の裁量で判断されるものではないと思われます。

【委員】

確かに測量をするには人手がいるし、地質調査は多くの機械を必要とするのであろう。でも、結局問題となるのは村田委員が言うように、最低制限価格制度が失格の憂き目を招いているということになるのか。

【委員】

そうだと、やはり意見書で示されたように、参加者が5社以下となった場合には予定価格算出率を98.00%に固定させれば、くじ制度のいたずらを改善することが可能になると思う。

【委員】

確かに人件費、機械経費など直接的な経費は最低限必要なものと理解できるが、利潤性が極端に低いということを言い出したら、燃料油や資材高騰の影響で他の業種も同様に大変であると思う。最低制限価格制度については予定価格算出率を98.00%に固定させることや、三重県が実施しているように最低制限価格を定めず低入札価格調査制度を導入することなども一案と考えられる。また、横須賀市が工夫をされていると聞くが。

(事務局説明)

それは入札金額を反映させた方法で、入札金額の低い方から10社の平均額の90%を最低制限価格に設定する方法である。10社抽出の理由は、その数ならそれが市場価格であ

るという考え方である。しかし、それは民間受注のある都会ならではの考え方で、松阪市のような地方で同じことは実現することは困難だと考えている。

【委員】

何とかこの最低制限価格制度の不合理性を解決できないものか。今まで議論された内容に加え、例えば参加者の半分以上が失格となれば何かしら違う方法に変更するとか等、いろんな角度から過去の例で検証してみて欲しい。

（事務局説明）

何より、開札執行の単純明確さも重要であるし、地方自治法上問題がないかなど、確認しながら検証していきたい。

【委員】

この監視委員会は公共工事の入札、開札及び契約を事後的に審査する目的で設立されている訳であるが、公共工事自体の真の必要性を事前に審議することはできないだろうか。

（事務局説明）

委員の方々の総意ということであれば、関係部署に働きかけたい。審査方法等、その手法について検討しなければならないことは多いと思う。

【委員】

意見書公表の後、設計額と同額で入札してきた業者があると聞いている。入札妨害ではないのか。

（事務局説明）

この案件に対しては、複数者から聞いたところ、価格の妥当性が無かった可能性が大きい。抗議か意思表示であろうとのことで事実調査はしなかった。ただし、明らかに入札妨害という攻撃的な行為であれば、何かしらの処分対象となると考える。

【委員】

不満の表現ならば不誠実な入札ではないのか。何らかの対応が必要なのではないか。

（事務局説明）

もしそうならば、何らかのペナルティを課すべきかもしれない。

【委員】

それも今後の一つの検討課題としていただきたい。

●その他

次回開催日程の選定

- ・次回開催日を平成20年10月29日（水）13：30～とする。
- ・次回抽出委員を坂本委員とする。